

第2章 通 則

第1節 審査上の留意事項

- 1 本基準の適用にあたって、法令、条例等の抽象的又は解釈、裁量の余地がある部分について、また、指導基準となる部分については、関係者に説明を十分行い、協力を得た上で指導すること。
- 2 消防用設備等の設置については、防火対象物に火災が発生した場合の覚知、通報、避難、消火、延焼防止を含む消火活動等の防火対策を総合的な視野に立って審査すること。
- 3 消防用設備等に関する各種技術開発が著しいことから、これらの消防用設備等の機能、信頼性等を十分把握するように努め、実態に即した指導をすること。
- 4 消防用設備等は、できるだけ有機的に相互に関連して活用できるよう設置指導すること。
- 5 消防用設備等の審査は消防法令の規定に基づき、技術上の基準に従い、又は技術上の基準の例により設置するものについて行うこと。
- 6 特異な設置計画等審査上判断が困難なものについては、本部予防課と協議すること。
- 7 危険物施設を含む防火対象物にあっては、原則として、防火対象物全体を法第17条で規制し、危険物施設部分の規制にあっては、危険物法令の基準により設置することとし、詳細にあっては消防本部予防課と協議すること。
- 8 消防同意事務の実施にあたって、同意を求める建築主事及び指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）が補正を可能とする範囲に留意の上、補正できない違反事項がある場合には、法第7条第2項後段の規定に基づき、同意することができない事由を建築主事等に通知すること。また、修正条件を付して同意する条件付同意を行わないこと。
- 9 消防同意の期間の算定
 - (1) 期間の算定にあたっては、同意を求められた当日は算入しない。また、郵送等の送付方法により到達した場合にあっても、同様であること。
 - (2) 同意期間の終了日が日曜日、祝日、年末年始の執務を要しない日に当たる場合は、翌日を終了日とすること。
- 10 建築主事等に対する同意又は不同意の通知は、期間内に通知すること。
なお、不備等がある場合は、期間内に同意できない事由を建築主事等に通知すること。
- 11 建築物の計画のうち、消防用設備等については、確認申請当時は未だその概要のみに止まり、工事の進行中にその詳細な設計内容が定まる場合など、その概要をもつて同意を求められたときは、同意時に消防用設備等の配置や建築構造上の敷設方法等の概要が示され、詳細は関係法令に適合することが明記された図書をもって審査するなど、新築等完了時に齟齬を生じないように留意すること。
- 12 消防同意に関する確認申請者からの事前相談等の機会を積極的に活用するなど、円滑に消防同意事務を実施されるよう留意すること。